

## 勤務条件等について

### ■ 臨時的任用職員（常勤講師）

#### 1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）

#### 2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 正規職員と同じです。（1週間当たり38時間45分）

ロ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始  
（12月29日から翌年の1月3日まで）

ハ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。

（例）4ヶ月任用される場合、「7日」付与

ニ 病気休暇 正規職員と同じです。

（例）私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で  
必要と認められる期間

ホ 特別休暇 正規職員と同じです。

（例）職員の親族が死亡した場合等

#### 3 給与・諸手当

イ 給料 正規職員に準じて支給します。

（例）四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合  
教育職給料表（一）1級25号俸（207,800円）

ロ 各種手当 正規職員と同じです。

（例）通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

#### 4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

#### 5 健康保険等の加入

地方公務員共済組合法に基づき、「公立学校共済組合」の被保険者となります。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。